婚姻届記入例

◎本籍地と違う役場へ提出される場合は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明が必要になります。

◎時間外・休日に届出される場合、前日までに戸籍担当係で下調べを受けておいて下さい。

◎未成年者の婚姻には父母の同意が必要です。

婚　姻　届

平成 19 年 7 月 7 日届出
徳島県小松島市長　殿

		夫になる人	妻になる人
(1)	氏名（よみかた）	こまつしま　たろう 小松島　太郎	はな　みずき 花　みずき
	生年月日	昭和50年 5月 5日	昭和54年 3月 3日
(2)	住所（住民登録をしているところ）	徳島県小松島市横須町 1番地1番1号	徳島県徳島市幸町2丁目 5番地番　号
	世帯主の氏名	小松島　父男	花　みずき
(3)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	徳島県小松島市立江町 字清水184番地番の1	香川県高松市番町1丁目 8番地番
	筆頭者の氏名	小松島　父男	花　父郎
	父母の氏名 父母との続き柄（他の養父母はその他の欄に書いてください）	父　小松島　父男　続き柄　長男 母　港　母美	父　花　父郎　続き柄　二女 母　母子
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑夫の氏 □妻の氏 新本籍（左のレの氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 徳島県小松島市横須町 1番地番	
(5)	同居を始めたとき	平成19年 5月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
(6)	初婚・再婚の別	☑初婚　再婚（□死別　年 月 日 / □離別　年 月 日）	□初婚　再婚（□死別 / ☑離別　平成17年 11月 24日）
(7)	同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 ☑ 妻 ☑ 3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）	
		1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6.仕事をしている者のいない世帯	
(8)	夫妻の職業	（国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年3月31日までに届出するときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名押印	夫　小松島　太郎　小松島　印	妻　花　みずき　花　印
	事件簿番号	住定年月日　夫　年 月 日　妻　年 月 日	

本届書中
字加入
字削除
字訂正
印　小松島　花

捨印をお願いします

婚姻届と同時に住所変更される方は新住所を記入し、住所変更届をしてください。（※新住所が届出地と同じ場合のみ）

証人

	証人	証人
署名押印	小松島　父男　小松島　印	山桃　木実　山桃　印
生年月日	昭和21年 8月 2日	昭和55年 7月 15日
住所	徳島県小松島市横須町 1番地番1号	徳島県鳴門市撫養町 南浜字東浜170番地番　号
本籍	徳島県小松島市立江町 字清水184番地番の1号	徳島県小松島市坂野町 字平田24番地番の2号

証人は婚姻の事実を知っている人で、成人（20歳以上）の人であればどなたでも結構です。証人2名の署名・押印が必要になります。
届出人及び証人が同氏の場合、それぞれ別の印鑑を押してください。

現在在籍している、婚姻前の本籍及び筆頭者の氏名をそれぞれ記入してください。

父母の氏名を記入してください。（亡くなられていても記入していただくようになります）
父母が現在婚姻しているときは、母の氏は記入しないで、名前だけ記入してください。
また、離婚その他で父母の氏が違うときは、変更後の氏を記入して下さい。

どちらの「氏」を称して婚姻するか選択してください。
婚姻されると、夫婦で新しい戸籍ができます。どこに新しい本籍をおくのかを定め、ご記入ください。
（すでに戸籍の筆頭者になっている方の氏を称する場合、新本籍地は記入しないでください）

初婚か再婚かを選択してください。
再婚の場合、直前の解消事由（死別・離別）とその年月日を記入してください。（内縁は含みません）

必ず昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。
新婚旅行などで長期不在の場合は、連絡できる実家等の電話番号を記入してください。

連絡先
電話　（0885）　32-2112
自宅・勤務先・呼出　　方

婚姻前の氏（旧性）で本人が署名・押印してください。

〈わしくは　小松島市役所　市民生活課　（市役所内1階①番窓口）　TEL0885-32-2112　まで